

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	特定医療費支給認定事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

鹿児島県は、特定医療費支給認定事務において特定個人情報ファイルを取り扱うに際し、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

鹿児島県知事

公表日

令和8年7月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	特定医療費支給認定事務
②事務の概要	事務概要: 指定難病患者等が特定医療費の支給(医療費助成)を受けるための申請に対する認定事務(更新・変更申請、記載事項の変更届出及び認定取消しに関する事務を含む) 具体的事務: ①特定医療費支給に関する事務 ②支給認定の申請の受理、審査又はその申請に対する応答に関する事務 ③医療受給者証に関する事務 ④支給認定の変更に関する事務 ⑤支給認定の取消しに関する事務 ⑥資料の提供等の求めに関する事務 ⑦申請内容の変更の届出の受理、審査又はその申請に対する応答に関する事務 <Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務> ・情報連携のため、本県はPublic Medical Hub (PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。
③システムの名称	指定難病医療管理システム、中間サーバー、統合宛名管理システム、Public Medical Hub (PMH)

2. 特定個人情報ファイル名

申請者(患者)の生活保護・地方税・住民票関係情報及び他の法令に基づく給付情報

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表 131の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第160条 番号法19条6号 (PMHを活用した情報連携に係るデジタル庁への委託)
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	○特定個人情報の照会 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条表 158の項、第160条 ○特定個人情報の提供 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条 14の項、18の項、42の項、77の項、80の項、113の項、125の項、144の項、161の項、第16条第一項の木、第二項の木、第20条第一項の木、第44条第一項のル、第79条第五項、第82条第一項のり、又、第三項り、又、第115条第二項の木、第127条第一項のル、第146条第一項のト、第二項のト、第163条第一項のル

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部健康増進課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	難病相談・支援センター 郵便番号890-0021 鹿児島市小野1-1-1 099-218-3134
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	難病相談・支援センター 郵便番号890-0021 鹿児島市小野1-1-1 099-218-3134
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。 また、本事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・ 申請書に記載された個人番号及び業務システムへの入力 ・ 特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・ 個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	

9. 監査		
実施の有無	☐ 〇 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	鹿児島県情報セキュリティ規程及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じるとともに、特定個人情報ファイルの滅失・毀損が万が一発生した場合に備え、バックアップを保管している。また、特定個人情報が記載されている書類については、可能な限り送付等を行わないこととし、データでのやりとりも閉鎖環境を利用することで、漏えいに関する対策を行っていること等から、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分であると考えます。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年5月25日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	事務概要：指定難病患者等が特定医療費の支給(医療費助成)を受けるための申	事務概要：指定難病患者等が特定医療費の支給(医療費助成)を受けるための申	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
平成28年5月25日	3. 個人情報の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 98の項	番号法第9条第1項 別表第一 98の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第71条	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
平成28年5月25日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 120の項	番号法第19条第7号 別表第二 120の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第71条	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
平成28年5月25日	5. 評価実施機関における担当部署	課長 四元俊彦	課長 松岡洋一郎	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
平成28年5月25日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	難病相談・支援センター 鹿児島市小野1-1-1 099-218-3134	難病相談・支援センター 郵便番号890-0021 鹿児島市小野1-1-1 099-218-3134	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
平成28年5月25日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 請求先	難病相談・支援センター 鹿児島市小野1-1-1 099-218-3134	難病相談・支援センター 郵便番号890-0021 鹿児島市小野1-1-1 099-218-3134	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
平成28年5月25日	1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年3月1日時点	平成28年4月1日時点	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
平成28年5月25日	2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年3月1日時点	平成28年4月1日時点	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
平成29年4月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	指定難病医療管理システム、中間サーバー、 団体内統合宛名システム	指定難病医療管理システム、中間サーバー、 統合宛名管理システム	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
平成29年4月28日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
平成29年4月28日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
平成30年5月31日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 120の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第71条	○特定個人情報の照会 番号法第19条第7号 別表第二 120の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の3 ○特定個人情報の提供 番号法第19条第7号 別表第二 26の項、 56の2の項、87の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条1-リ、2-リ、 3-リ、4-リ、5-リ、6-リ、第30条6、第44条1-リ、 2-リ、3-リ、4-リ、5-リ、6-リ	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
平成30年5月31日	5. 評価実施機関における担当部署	保健福祉部健康増進課	くらし保健福祉部健康増進課	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
平成30年5月31日	5. 評価実施機関における担当部署	課長 松岡洋一郎	課長	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
平成30年5月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
平成30年5月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
令和1年6月24日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
令和1年6月24日	IV リスク対策	項目なし	項目追加(様式の改正による)	事後	
令和2年5月25日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
令和2年5月25日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
令和3年5月28日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	再実施に係る修正。(軽微な修正)
令和3年5月28日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	再実施に係る修正。(軽微な修正)
令和3年7月28日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	○特定個人情報の照会 番号法第19条第7号 別表第二 120の項 ○特定個人情報の提供 番号法第19条第7号 別表第二 120の項	○特定個人情報の照会 番号法第19条第8号 別表第二 120の項 ○特定個人情報の提供 番号法第19条第8号 別表第二 120の項	事後	令和3年9月1日に施行される番号利用法の改正に伴う変更
令和4年6月2日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
令和4年6月2日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
令和5年6月14日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
令和5年6月14日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
令和6年8月27日	5. 評価実施機関における担当部署	くらし保健福祉部健康増進課	保健福祉部健康増進課	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
令和6年8月27日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
令和6年8月27日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
令和6年8月27日	3.個人番号の利用 ②法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 98の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第71条	番号法第9条第1項 別表 131の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第160条	事後	令和6年4月24日に施行される番号利用法の改正に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年8月27日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	○特定個人情報の照会 番号法第19条第7号 別表第二 120の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の3 ○特定個人情報の提供 番号法第19条第7号 別表第二 26の項、56の2の項、87の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条1-リ、2-リ、3-リ、4-リ、5-リ、6-リ、第30条6、第44条1-リ、2-リ、3-リ、4-リ、5-リ、6-リ	○特定個人情報の照会 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条表 158の項、第160条 ○特定個人情報の提供 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条 14の項、18の項、42の項、77の項、80の項、113の項、125の項、144の項、161の項、第16条第一項のホ、第二項のホ、第20条第一項のホ、第44条第一項のル、第79条第五項、第82条第一項のり、ヌ、第三項リ、ヌ、第115条第二項のホ、第127条第一項のル、第146条第一項のト、第二項のト、第163条第一項のル	事後	令和6年4月24日に施行される番号利用法の改正に伴う変更
令和7年9月8日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
令和7年9月8日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
令和7年9月8日	Ⅳ リスク対策 8. 人手を介在させる作業	項目なし	項目追加(様式の改正による)	事後	
令和7年9月8日	Ⅳ リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	項目なし	項目追加(様式の改正による)	事後	
令和7年11月25日	②事務の概要	事務概要: 指定難病患者等が特定医療費の支給(医療費助成)を受けるための申請に対する認定事務(更新・変更申請、記載事項の変更届出及び認定取消しに関する事務を含む) 具体的事務: ①特定医療費支給に関する事務 ②支給認定の申請の受理、審査又はその申請に対する応答に関する事務 ③医療受給者証に関する事務 ④支給認定の変更に関する事務 ⑤支給認定の取消しに関する事務 ⑥資料の提供等の求めに関する事務 ⑦申請内容の変更の届出の受理、審査又はその申請に対する応答に関する事務	事務概要: 指定難病患者等が特定医療費の支給(医療費助成)を受けるための申請に対する認定事務(更新・変更申請、記載事項の変更届出及び認定取消しに関する事務を含む) 具体的事務: ①特定医療費支給に関する事務 ②支給認定の申請の受理、審査又はその申請に対する応答に関する事務 ③医療受給者証に関する事務 ④支給認定の変更に関する事務 ⑤支給認定の取消しに関する事務 ⑥資料の提供等の求めに関する事務 ⑦申請内容の変更の届出の受理、審査又はその申請に対する応答に関する事務 <Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務> ・情報連携のため、本県は、Public Medical Hub(PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。	事後	PMHを活用した情報連携に係る公費医療費助成事務の追加に係る修正
令和7年11月25日	③システムの名称	指定難病医療管理システム、中間サーバー、統合宛名管理システム	指定難病医療管理システム、中間サーバー、統合宛名管理システム、Public Medical Hub(PMH)	事後	PMHを活用した情報連携に係る公費医療費助成事務の追加に係る修正
令和7年11月25日	3.個人番号の利用 ②法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表 131の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第160条	番号法第9条第1項 別表 131の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第160条 番号法19条6号(PMHを活用した情報連携に係るデジタル庁への委託)	事後	PMHを活用した情報連携に係る公費医療費助成事務の追加に係る修正
令和8年7月30日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	令和7年4月1日時点	令和8年4月1日時点	事後	再実施に係る修正。(軽微な修正)
令和8年7月30日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和7年4月1日時点	令和8年4月1日時点	事後	再実施に係る修正。(軽微な修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年7月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	事務概要：指定難病患者等が特定医療費の支給(医療費助成)を受けるための申請に対する認定事務 (更新・変更申請、記載事項の変更届出及び認定取消しに関する事務を含む) 具体的事務：①特定医療費支給に関する事務 ②支給認定の申請の受理、審査又はその申請に対する応答に関する事務 ③医療受給者証に関する事務 ④支給認定の変更に関する事務 ⑤支給認定の取消しに関する事務 ⑥資料の提供等の求めに関する事務 ⑦申請内容の変更の届出の受理、審査又はその申請に対する応答に関する事務 <Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務> ・情報連携のため、本県は、Public Medical Hub (PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナポータルカードをオンライン資格確認	事務概要：指定難病患者等が特定医療費の支給(医療費助成)を受けるための申請に対する認定事務 (更新・変更申請、記載事項の変更届出及び認定取消しに関する事務を含む) 具体的事務：①特定医療費支給に関する事務 ②支給認定の申請の受理、審査又はその申請に対する応答に関する事務 ③医療受給者証に関する事務 ④支給認定の変更に関する事務 ⑤支給認定の取消しに関する事務 ⑥資料の提供等の求めに関する事務 ⑦申請内容の変更の届出の受理、審査又はその申請に対する応答に関する事務 <Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務> ・情報連携のため、本県はPublic Medical Hub (PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナポータルカードをオンライン資格確	事後	再実施に係る修正。(軽微な修正)
令和8年7月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	指定難病医療管理システム、中間サーバー、統合宛名管理システム、Public Medical Hub (PMH)	指定難病医療管理システム、中間サーバー、統合宛名管理システム、Public Medical Hub (PMH)	事後	再実施に係る修正。(軽微な修正)
令和8年7月30日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	○特定個人情報の照会 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条表 158の項、第160条 ○特定個人情報の提供 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条 14の項、18の項、42の項、77の項、80の項、113の項、125の項、144の項、161の項、第16条第一項のホ、第二項のホ、第20条第一項のホ、第44条第一項のル、第79条第五項、第82条第一項のロ、ヌ、第三項ロ、ヌ、第115条第二項のホ、第127条第一項のル、第146条第一項のト、第二項のト、第163条第一項のル	○特定個人情報の照会 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条表 158の項、第160条 ○特定個人情報の提供 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条 14の項、18の項、42の項、77の項、80の項、113の項、125の項、144の項、161の項、第16条第一項のホ、第二項のホ、第20条第一項のホ、第44条第一項のル、第79条第五項、第82条第一項のロ、ヌ、第三項ロ、ヌ、第115条第二項のホ、第127条第一項のル、第146条第一項のト、第二項のト、第163条第一項のル	事後	再実施に係る修正。(軽微な修正)
令和8年7月30日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	マイナナンバー利用事務におけるマイナナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。 また、本事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 - 申請書に記載された個人番号及び業務システムへの入力 - 特定個人情報の記載がある申請書等の保管 - 個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	マイナナンバー利用事務におけるマイナナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。 また、本事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 - 申請書に記載された個人番号及び業務システムへの入力 - 特定個人情報の記載がある申請書等の保管 - 個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	事後	再実施に係る修正。(軽微な修正)
令和8年7月30日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	鹿児島県情報セキュリティ規程及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じるとともに、特定個人情報ファイルの滅失・毀損が万一発生した場合に備え、バックアップを保管している。 また、特定個人情報に記載されている書類については、可能な限り送付等を行わないこととし、データでのやりとりも閉鎖環境を利用することで、漏えいに関する対策を行っていること等から、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分であると考えられる。	鹿児島県情報セキュリティ規程及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じるとともに、特定個人情報ファイルの滅失・毀損が万一発生した場合に備え、バックアップを保管している。 また、特定個人情報に記載されている書類については、可能な限り送付等を行わないこととし、データでのやりとりも閉鎖環境を利用することで、漏えいに関する対策を行っていること等から、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分であると考えられる。	事後	再実施に係る修正。(軽微な修正)